

教育科学研究会の「教育改革案」
—教育改革同志会の「教育制度改革案」との比較—

金 智 恩*

Kyoiku Kagaku Kenkyukai “Education Reform Plan”:
In Comparison to the Kyoiku Kaikaku Doshikai “Education System Reform Plan”

KIM Jieun

Abstract

This paper analyzes the “Education Reform Plan” which was announced in the journal *Education* in February 1937. Although the authors of this reform plan were on the editorial department of Education, they were also founding members of the Kyoiku Kagaku Kenkyukai. In this paper, the Education Reform Plan is regarded as a reform plan of the Kyoiku Kagaku Kenkyukai.

In order to clarify the characteristics of the Education Reform Plan, comparison is made with the “Education System Reform Plan” of the Kyoiku Kaikaku Doshikai, which was announced the same period of time. These plans were created over almost identical reform philosophy, but they had different views regarding the Seinen-Gakko education (post Elementary Education).

Keywords: Kyoiku Kagaku Kenkyukai, education reform plan, Kyoiku Kaikaku Doshikai, extension of compulsory education

はじめに

教育科学研究会（以下、教科研と略記）は1937年5月雑誌『教育』に「教育科学研究会の成立」¹を発表した。すでに1933年7月に創刊した『教育』を拠点として形成されていた教育科学運動グループの組織としての新たな宣言であった。現行の時代遅れの学校教育は「基本的任務である社会的機能を無力」にしているとし、「教育内容の根本的建直しの為に教育の再建設を目指した研究会」としての成立宣言であった。

教科研はこの成立宣言に先立ち、2月には『教育』誌上に編集部名で「教育改革案」を発表することで、それまで『教育』に繰り広げてきた教育改革をめぐる立場を改めて公表した²。その後に行った上記の成立宣言は、研究組織としての独自の立場を一層明確にしようとしたものと考えられる。しかし、これまでの先行研究においては「教育改革案」については十分な検討が行われてこなかった。

教科研は民間教育研究団体でありながら、教育改革同志会（以下、同志会と略記）や国策研究会などの体制下の諸団体と密接な関わりを持って教育運動を展開した³。特に、同志会はその主軸となっていた人々が1937年内閣に設置された教育審議会の委員にも選ばれ、教育政策における影響力の大きい団体であった。同志会は教育界の学者だけではなく多方面からの人々が参画した特色があり、様々な社会政策の見地から教育問題へ取り組み、当時の伝統的な教育制度発想から離脱した改革案を公表した。教科研のメンバーは1933年から会長の城戸幡太郎や幹事の留岡清男、そして宗像誠也などが会合に出席し「教育制度改革案」の作成に取り組むようになった。

キーワード：教育科学研究会 教育改革同志会 教育改革案 義務教育年限延長 青年学校

*平成22年度生 人間発達科学専攻

同志会の前身は後藤文夫をトップとする大日本聯合青年団内に1930年に組織された教育研究会である。青年団時代からの理念を強く受け継ぎ、1931年に「教育制度改革案」を発表し、大衆青年の教育を強調した。そして、1933年に昭和研究会が設立されると、その組織内の一部の研究会として研究活動を展開、1931年案を中心に研究を重ね、1936年12月に「教育制度改革案」（試案）を発表した。その後、1937年5月には名称を教育改革同志会に改め、昭和研究会の別働隊となり、実行団体としての運動を進めることになった。そして、その1カ月後に「教育制度改革案」を発表した⁴。

しかし、1937年に同志会がこの「教育制度改革案」を発表する数か月前、『教育』に「教育改革案」を発表したことは注目に値する。城戸は「教育改革案」が阿部や同志会の影響を受けたとしながらもそれらと区別される点は「義務教育の年限を差当り八年に延長すべきものとして十二歳より十八歳までの教育を重要視し、この時期を国民教育の完成期と見做して青年学校と中学校との差別を撤廃した」⁵ことにあると述べた。一方、同志会の改革案は「国民大衆教育制度の確立とその實際化を標榜しつつ、中等教育とりわけ青年期教育の確立に主眼を置き作成」したもので、「青年学校を補習学校としての位置づけから中等学校として、中学校と同じレベル」にしようとしたものである⁶。両案とも大衆青年の教育意義を大きく捉え、青年学校を中等教育として位置付けていることでは共通しているが、その差異をあえて指摘するなら青年学校を「中学校との差別を撤廃」するか、「同じレベル」にするかの違いである。

「教育改革案」はこうした特徴のあるものであったが、これまでの先行研究において阿部案や同志会案ほど注目を浴びなかった。教科研の「教育改革」論を研究した佐藤広美の『総力戦体制と教育科学』では「阿部の六・三制案」⁷を取り上げているが、「教育改革案」については言及していない。また、民間教育史料研究会は「教育改革案」の特徴を踏まえた上、「広田内閣が総辞職したのにもとない義務教育年限の延長案が廃案になることによって、対案としての意味をいったん失う」⁸と述べているが、現実的に「教育改革案」が「対案」であったとは認めがたく、むしろ近衛文麿内閣の発足に伴い、同志会案が「対案」として注目された可能性が高い。先行研究におけるこれらの叙述は阿部案と同志会案、そして「教育改革案」を明確に区別せず、類似したものとして捉えたためであると思われる⁹。

本稿は「教育改革案」が発表されるまでの『教育』誌上における議論を検討し、教科研の教育改革の理念が形成されていく過程を明らかにした上、「教育改革案」を同志会案と比較しながらその特徴を分析するものである。

第1節 教育科学研究会の義務教育年限延長案における教育内容の構想

1930年代に入ると義務教育年限延長がほぼ確定していく中、その修業年限と延長される学校種別をめぐって活発な議論が行われた。尋常小学校卒業生の高等小学校への進学率の上昇などを理由に高等小学校への延長案が有力とされた。1936年11月には平生夙三郎文相が義務教育延長法案を閣議提出し、高等小学校への2年延長の可能性が高まった。

城戸はこのような文部省の動きに対し、義務教育年限延長を「全般の学制改革と聯関」して考えず「単に現行小学校の教材が六年では十分に教育し得られないから八年に延長」しようとしていると述べ、現行の学校系統を受け継ぐ改革案は不適切であると批判した¹⁰。

そして、留岡は、文部省案は「初等教育の年限延長」にすぎず、初等教育における義務教育の延長によって、「国民の知識水準の向上」が図られるかについて疑問を示した。また、従来から堅持されてきた「伝統的輿論」、即ち高等小学校への2年延長は現状を維持しようとするものである以上に、その「伝統的輿論の要求を満足させたからには、将来更に義務教育の年限を延長して確立すべき青年教育の体系が、その確立を要求する端緒を失ひ、こゝ当分は尠くとも阻止されるに違ひない」という憂慮の声も出した¹¹。

教科研の批判は平生文相だけではなく、その案に賛意を示した帝国教育会にも及んだ。帝国教育会の中心メンバーであった相澤熙は、初等教育は尋常小学校6年で充分であるとする意見に対し「国民としての普通教育が、大体満十四歳を以て終了する関係から推定して、満十四歳を以て児童の終期とし、それから先きを青年の初期と見なすべき」と述べた。そして、「世界各国協定」による工場法において14歳未満は雇用禁止となっていることを例にあげ、児童期は14歳までとみるのが妥当で、児童期は普通教育で完成すべきだとする見解を示した。しか

し、一方では「高等小学校を廃して中等学校にするの、実業学校にするのと言った処で、それこそ出来ない相談だ。最も容易なる実行方法としては、現在の高等小学校を如何様にも改めて、これを義務とする外に名案はない」と述べているように、現行の学校系統の現状維持に固執している考え方が窺える¹²。帝国教育会は「国運隆昌庶政一新の今日こそ断行の絶好機会にして平生文相の抱負を実現せしむるため小異を捨て、大同に就くべし」¹³と強調し、会として平生文相案に賛意を示しながら延長案実現のための論議を広げていた。このような一連の動きに対して『教育』の「編集後記」で、義務教育は「国民生活の要求に即応したものでなければ、その実現は不可能」であると述べ、教育者は「ひと先づ自己の固定性、主観的偏見、教育の神聖化等の偶像をかなぐり捨てて、大局から問題の所在を見究める必要」があると批判した¹⁴。

それでは、教科研と同志会は高等小学校をどう捉えていたのか。両者は帝国教育会とは明らかに異なる見解であった。1936年6月に教科研が主催した「義務教育年限延長問題に就いて」¹⁵という座談会には同志会の阿部重孝、菊池慎三、木村正義、宮島清と帝国教育会の佐々木秀一、下村寿一、そして教科研の城戸、留岡、山下徳治が参加して、それぞれの義務教育に対する意見を交わった。教科研メンバーは主催側として積極的に議論に加わるというよりは座談会を纏めるような発言に止まっているが、考え方の根柢には同志会メンバーの意見と共通している意識が読み取れる。佐々木は「基礎教育としても六年では足りない、下村は「日本の小学校の六年は負担が多くて」「小学校でやる教材をあと二年に分ける」べきだとして、2人とも基本的に基礎教育は6年では不十分であるから、高等小学校への2年延長は妥当だとする立場であった。

木村は義務教育を高等小学校へ延長すべきだとする意見に対して「日本の国状の大変化を念頭に置いた決議ではなく」単に「伝統的な考へ方」の土台の上に形成されたものであると指摘し、高等小学校は「社会の実状に適さない」教育であると述べた。その上、「児童の心身の発達から考へて見ても、全然教育の方法が違」うため、12歳までの教育とその後の教育は区別されるべきであるとし、高等小学校の無用論を主張した。留岡も初等教育には「八年と云ふバイアスがある為に今日青年教育と云ふものが遅滞したり混迷したりしている」と述べ、やはり高等小学校への延長に対して懐疑的であった。この2人の指摘と帝国教育会メンバーの意見から窺えるように、高等小学校への延長論は従来の制度を根本的に改革するというよりは、現状の学校系統上で、教育の内容を改善していくという考えが強く、基礎教育を重視していこうとする普通教育の強化に主眼が置かれているといえる。

実業学務局の宮島は「徒弟制度を定め、青年学校と協力して、国民教育の完成を図る」べきとし、各種の職業に対応できる青年教育がもっと一般に行われるべきだとした。木村も「基礎教育を終わった尋常六年のあとはどうしても職業別学校が出来なければならぬ」とし、社会的実状に応えられる職業教育の必要性を力説した。この発言に対して山下が木村に「職業学校の種別及び上級学校への連絡」について質問すると木村は「従来正系と言はれて居った様な学校、まあ中学校とか高等女学校、今日の実業学校、斯う云ふものは無論存在するんだ（中略）職業学校的のものを主幹にして他を排斥すると云ふのではない」とし、「職業学校的な方面に力を入れなければならぬ」と云ふ意味で両方存在している」と答えた。この答えからは「職業学校的な」学校を所謂正系学校の水準まで引き上げることを強調し、中等教育と同等に位置づけようとするのが窺われるが、従来中等教育の根幹はそのままであることも読み取れる。つまり、青年学校を初等教育からは完全に分離し、中等教育として改革すべきだというのは、教科研の主張と通じ合うところである。

留岡も青年教育の問題は「従来の教育政策に於て青年教育の本質を初等教育のそれから区別せず、初等教育を延長したものに終らしめた」点にあると指摘した。青年教育は「社会生活の型を備」えるところに目的を設定すべきで、「唯単に生活と密接な関係をもたせるとか、実業的技術を教授せねばならぬとかいふ単なる教育方針ではなしに、一体教育の行はれる若しくは教育の育つてゆく教育の場所」（強調点は原文）として「生産して販売してそして消費する生活全体」を教える教育であると説明している¹⁶。

これは実業補習学校と青年訓練所が統合される前の留岡の発言だが、城戸も青年学校の義務化が閣議決定される数か月前に「生産技術の修練、殊に生活力の涵養に重要な意義を有する消費生活の教養に意を用い、青年の元氣恢復のために享楽生活の教育的組織化を図ることが肝要」¹⁷であると青年教育の目的を述べた。青年教育が単なる職業教育に止まってはならないことを示し、教科研の青年学校の構想そのものは当時の世論で形成されていた青年学校論とは距離のあるものであった。青年教育を徹底的に行うためには学校が企業や同業組合などと連携

し、教育が社会生活の場とより密接な関係において行われる必要があるとした。さらに、青少年の余暇と文化生活などにまでその視野を広げて考察すべきだと主張した。この教科研の青年教育の構想の詳細については稿を改めて述べることにする。

こうした社会生活そのものを教育目的に据えた青年教育を強調する教科研の立場は、1930年代の多くの改革案で掲げられた教育の「実際化」や「生活化」とも性質が異なる。これらの改革案でも生活から乖離されている教育を批判し、「中等教育の一元化」を大きな課題としていたが、教育機会均等を掲げながらも、実際には「中等教育」と「青年教育」を分離し、青年学校は学校系統の外側に位置づけるのは揺るぐことがなかった。

以上のように教科研は文部省の高等小学校への延長論に反対、まして高等小学校は廃止すべきであるとした。そして、青年教育は初等教育から切り離すべきで、新たな青年学校の構想が必要であると強調している。こうした主張は概ね阿部や同志会と重なるところでもあった。にもかかわらず、教科研は1937年2月に「教育改革案」を、同志会は1937年6月に「教育制度改革案」をそれぞれ発表するに至った。次節では、両案における特徴を踏まえながら、どのような相違点があったのか明らかにしていきたい。

第2節 1937年「教育改革案」の内容とその特徴

1930年代に民間研究団体あるいは個人によって発表された改革案の中、11組織の改革案（1928年の2案を含む）を分析した先行研究では、それぞれの改革案に「初等後の段階を『中等教育』と『青年教育』の二つの系統に分立させること」「『中等教育』の系統の内部を一元化すること」「高等学校を廃止して大学にすること」「専門学校を廃止して大学にすること」という4つの共通する主張が見られたと述べている¹⁸。

この4つの傾向に「教育改革案」を照らしてみると、高等教育機関については「現行の大学、高等学校、専門学校を整理して凡て大学校とす」とし、当時の潮流と大きく変わらない。しかし、大学校に連絡する学校をすべて中学校としていることが、他の改革案に比べて特徴的である。この点に注目して考察を行うことにする。その全文は次のページの通りである。

この「教育改革案」で最も特徴的な点は学校系統を「小学校、中学校、大学校とし、別に大学研究所を設く」としているように、中等学校と青年学校の区別をなくし、極めて単純化したことにある。中学校の年限については2年から6年とし、義務教育が8年に延長される場合、その8年修了後18歳まで中学校において週8時間以上の教育を受けさせる義務があるものとした。教科研は義務教育年限がほぼ8年に定着していこうとした中で、8年だけでは不十分であると主張しつつ、妥協案として少なくとも8年延長を前提とし、中学校教育を徹底して大衆青年が受けられる措置を模索した。

また、当時の多くの改革案において共通してみられた「特権の廃止」は「教育改革案」にも示されているが、特徴は「下級の学校は上級の学校に進む階梯をなすものであるが、上級学校へ進むには必ずしも正規をふむを要しない」としたことである。実業学校に進学する者は普通教育に進学する者に比して、進学先に「行き止まり」があった現行の制度を完全に覆す教育機会均等の理論を反映した内容であり、当時の教育制度改革における「中等教育の一元化」の内容に比べればより徹底したものであった。ただ、このような発想は、青年学校の卒業者が上級学校に進学できるようにする阿部の教育機会均等の理論にもみられるものであり、基本的な改革理念の影響を受けていることも明らかである。

しかし、城戸は、阿部案や同志会案に大きく影響を受けたとしながらもそれらと区別される点を「青年学校と中学校との差別を撤廃した」¹⁹ことにあると述べている。以下で、同志会案を検討した上で、両者の違いを確認していきたい。

まず、同志会案における学校系統は如何なるものであったのか。教育研究会案から同志会案における学校系統は表1の通りである²⁰。

表1の学校系統に注目してみると中等教育を大きく変革するものとなっており、3案とも修正がみられる。教育研究会の1931年案は青年学校制度が創設される前なので青年国民学校の構想が書き記され、初等教育の下に置かれている。1936年案になると、教育目的は殆ど変わらず、中等教育に編成された。それが、さらに一年足らずの間に青年学校と中学校を中等学校で括り、その目的も同一のものとなった。この修正過程をみると、青年学校の

一、学校系統

(一)学校系統は小学校、中学校、大学校とし、別に大学研究所を設く。

(二)前記各段階の学校は何れも独立の学校単位をなすと同時に互に連絡して一つの学校系統をなすものとす。下級の学校は上級の学校に進む階梯をなすものであるが、上級学校へ進むには必ずしも正規をふむを要しない

二、小学校

(一)小学校の修業年限は六年とし、それ以上は中学校とし、現行の高等小学校は二年制中学校とす。

(二)小学校の教育は国民的教養に関する基礎訓練をなすを以て目的とし、現行の教科課程並びに教科の内容は改正すべきものとす。

三、中学校

(一)中学校の修業年限は二年乃至六年とし、小学校卒業者をして入学せしめ、義務教育を完了し更に教育を受くべきもののために夜間中学校或はパート・タイムによる中学校を設くることを得、現行の中等学校及び青年学校は凡て中学校とす。

(二)中学校の教育は国民的職業を果し得る生活力の涵養を目的とし、国民教育の完成を期す。

四、大学校

(一)大学校の修業年限は学科の性質に応じて二年乃至五年とし、現行の大学、高等学校、専門学校を整理して凡て大学校とす。

(二)大学校の教育は専門の学術を学び国民文化の発展に貢献せしむることを目的とし、一般より人物、学力並びに体力を考査して入学を許可す。

五、大学研究所

(一)現行大学院を廃し大学研究所を設け、一般より論文考査を以て入学を許可し、修業年限なく、卒業なし。但し五箇年を超ゆるもの特別のものを除き退学せしむるものとす。

(二)大学研究所は大学校に附属せしむるも、研究の特殊性を發揮せしむるために其の数と配置との統制を図り設備を充実せしむること。

六、教員の教養及び検定

(一)教員養成のためには現行師範学校及び高等師範学校を廃し、大学校の一つとして新たに師範大学校を設け、一般より十八歳以上のものにつき、人物、学力並びに体力を考査して入学を許可す。

(二)修業年限は小学校教員教養を目的とするものは二年、中学校教員養成を目的とするものは五年とし、卒業したるものは試補として一箇年間実習を行ひ、検定経たる後教員たるの資格を与ふるものとす。

(三)教員検定は試験検定とす。

(四)大学研究所に相当する教育研究所を設け、教員をして一定期間の講習を受けしめ且つ相互に研究せしむ。

七、特権の廃止

(一)学校卒業に伴ふ特権並びに称号等は凡て之を廃止し、各種の資格検定試験の制度を改革し統制すること。

八、義務教育

(一)義務教育を八年に延長する場合には中学校に於ける二年間の教育を義務とす。

(二)八年の義務教育を修了したるものにして家事に従事し、又は職業生活に入れる者に対しては保護者又は雇主は十八歳まで少なくとも一週八時間以上の教育を中学校に於て受けしむる義務あるものとす。

(三)義務教育の徹底を図るため速かに児童法に関する社会法規を統制し又は新たに制定すること。

(四)現行小学校令第三十三條第三項の就学義務の免除及び猶予に関する規定を廃止すること。

(五)盲啞教育を義務教育とすること。

九、特殊教育

(一)不具児並びに精神薄弱児のために特別学校を設置又は増設すること。

(二)特殊教育研究並びに教育者養成のための機関を設置又は増設すること。

(三)保護少年の教育に関して司法省、内務省、文部省の連絡を緊密ならしむる制度を確立すること。

位置づけが益々中等学校に近づいている。義務教育は小学校6年と青年学校6年と規定している。それでは青年学校と中学校の卒業生が同じ条件の下に置かれたのかを検討することによって、両者の性格を一層明らかにしてみたい。

表1 教育研究会案から同志会案における学校系統と教育の目的

	学校系統	初等教育の目的	中等教育の目的
1931年案 (教育研究会)	学校の種別は小学校、青年国民学校、中等学校及び専門学校とし、現行の高等学校及び大学は之を廃止す。 現行の補習学校は之を青年国民学校と改称す。 最高の学術研究所として大学院を置く。	(小学校) 小学校の目的は大体現行同様とすと雖も、特に勤労教育の徹底、創造的精神の陶冶及び社会生活に対する訓練等に一層の努力を要す。 (青年国民学校) 青年国民学校は既に家庭生活又は職業生活に入れる者に対して、普通教育、職業教育及び公民教育を与ふるを以て目的とす。	中学校は国民教育の完成を以て目的とす。 国民教育は(A)身体、徳性、知能の一般的陶冶の爲の普通教育、(B)国家生活及び社会生活に関する知識と徳性とを涵養する爲の公民教育、(C)勤労を楽しみ職業生活の知識と技術を研く爲の実業教育、の三者をその内容とす。
1936年案 (教育研究会)	学校の種別は小学校、青年学校、中等学校、大学及び大学院とし、現行の高等学校及び専門学校は之を廃止す。	小学校教育の目的は大体現行同様とすと雖も、特に勤労教育の徹底、創造的精神の陶冶及び社会生活に対する訓練等に一層努力を要す。	(青年学校) 青年学校の教育は之を中等教育とし、既に家事に従事し又は職業生活に入れる者に対して、普通教育、職業教育及び公民教育を与ふるを以て目的とす。 (中等学校) 中等学校は国民教育の完成を以て目的とす。 以下、同様
1937年案 (同志会)	学校ノ種類ハ小学校、中等学校、大学校及大学院トシ、現行ノ高等学校及専門学校ハ之ヲ廃止ス。 中等教育ハ、青年学校及中学校トス。	小学校ノ目的ハ大体現行同様トスト雖モ、特ニ勤労教育ノ徹底、創造的精神ノ陶冶及社会生活ニ対スル訓練等ニ一層ノ努力ヲ要ス。	中等学校ハ国民教育ノ完成ヲ以テ目的トス。 以下、(B)社会生活が削除、(C)実業教育が職業教育へ変更。

まず、青年学校は修業年限が6年（前期2年後期4年）で、授業時数は前期が1年700時間以上、後期は280時間以上となっており、前期2年は「フルタイム」とした。さらに、雇主に対して「賃金ヲ減額スル事ナクシテ、少クモ一週間六時間以上ノ時数ヲ与フル義務アル」として、義務教育の徹底した履行を図っていることがわかる。

中学校は修業年限が「三年乃至五年」であるが、3年制の中学校を卒業した場合、「三年制中学校卒業生及之ト同等以上ノ中学校教育ヲ受ケタル者ハ、義務教育ヲ完了シタルモノト認ム」としており、「年齢から云へば当然夫相当期間青年学校に就学せしむべき義務ありと考へられるが、この程度の教育を受けたものはこれを杓子定期的に青年学校に収容することなく、教育義務を完了したるものと認」めるものとした。つまり、中学校を3年未満で退学した場合は相当期間を青年学校に就学するものとしているが、卒業していれば、18歳まで義務教育を受けることを要しない。次に大学校との接続問題から考察してみると、大学校は「人物学力並ニ体カヲ考查シテ、一般ヨリ入学セシムルモノトス。ソノ学力考查ノ標準ハ修業年限五年ノ中等学校卒業程度トス」となっている。この記述によると、やはり5年制中学校を意識しているものと考えられる。学校卒業に伴う特権について「凡テノ上級学校ヘノ入学ノ特権ヲモ之ヲ廃止スル事」とし、大学校入試を受けるための条件や無試験入学などの特権は廃止するものとしながらも、事実上、中学校卒業生が大学校進学に有利であることとなっている。

以上、考察してきたように同志会案は青年学校と中学校の目的を同じとし、青年学校を学校系統化したことは大きな変化であったといえる。しかし、中学校卒業生と青年学校卒業生が全く同じ条件下にあったとは言いきれないだろう。大学校入学に必要な教育程度を一切示していない「教育改革案」と区別される部分であり、教科研が独自に改革案を公表したのは、この「現行の中等学校及び青年学校は凡て中学校とす」という項目に帰結するといえる。次節ではこの中学校構想について検討を行うことにする。

第3節 教育科学研究会の中学校構想

まず、教科研の中学校構想の特徴を明らかにする前に、「教育改革案」に対する批判とその批判に対する城戸の反論を確認しておく。同志会のメンバーであった前大日本聯合青年団理事の田澤義鋪は「教育改革案」に対して「中等学校を凡て中学校と見て、その中に修業年限の長短、教育内容の如何等によって区別される各種の形態の学校を網羅することは大賛成」と述べた。しかし、青年学校は「実生活に営みつつあるものに対して教育を施すところ」であり、「その組成の根本に於て可成り異」なるものだと主張し、中等学校と青年学校は区別して考えるべきであるとした²¹。

城戸は「教育の実際化」のためには中学校と実業学校との区別をなくす必要があると指摘し、その点については「教育研究会の改革案も中学校と実業学校との区別を撤廃」しているが、問題は青年学校と中学校との関係であると述べている。特に田澤の見解について「余りに学校教育と社会教育とを峻別し対立せしめられているやうに思はれる。吾々はむしろ学校生活が余りに社会生活と乖離してきたことに学校教育改革の意義を認めている」と反論している。そして、「教育の実際化」を教育改革の課題とするとき「最も問題となるのは中学校の教育であり、十二歳から十八歳頃まではいはゆる青年前期に属する年齢で教育上最も重要な時期である」が、「この時期の少年を生活条件の相違から教育的に差別待遇する事は国民教育の立場から大いに考ふべき」だと述べている²²。

生活条件によって進学先が決まることと関連して、下村寿一は、「教育改革案」の中学校は「目的規定が広きに失する」とし、「公的育英制度」が担うべき事業を学校において施し、それを教育の目的、特に、中学校で行う教育の目的とすることには疑問を示した。経済的な条件によって進学先が決まる状況に対しては「専ら本人の才能」によって進学できるように才能のある者に対しては「公費奨学」制度によって機会を与えることが必要であると述べた²³。このような制度については田澤も「政府市町村においては、なるべく貧困児童の奨学資金を設け、普通以上の成績を挙げる小学卒業生は、これを中等学校に進み得せしむること」²⁴と述べ、下村と同様に才能ある者に対する救済方法を提案している。

しかし、こうした考え方に対して城戸は「その恩恵を蒙るものは極めて僅少の選ばれたものに止まらざるを得ないのであって、一般に国民的教養の水準をかかえる方法によって高めることは困難」²⁵だと問題を提起し、育英事業で救済できるのは一部に過ぎず「国民教育の完成」を期することは難しいとした。「教育改革案」の「国民教育」は一切の「差別」を認めないという意味から、当時の改革案の中でも特異な理念の基で形成されたものだった。

それでは、「教育改革案」の中学校の教育内容はどのようなものであったか。中学校の目的を「国民的職業を果し得る生活力の涵養」するものと規定していることにおいて注意すべき点は、それが単なる「職業教育」ではなく「職業を果し得る生活力の涵養」ということである。第1節でも述べたように、「生産して販売してそして消費する生活全体」を教える教育で国民教育が完成されるものとしている。中学校の目的については、修業年限設定と共に考察しなければならないが、まず、小学校と中学校の接続の説明から検討する。

小学校と中学校の接続に関する特徴は「小学校を卒業してから直に継続する年限を意味しない」ということであり、「原則としては小学校教育に接続する二年間の中学校教育は（中略）専門の職業生活及び職業教育に対する職業指導或は進学指導を主とする教育」でなければならないとした。さらに、「各種の職業教育を施す中学校で小学校卒業後直に入学を許す処では少くとも二年間の進学指導期間を設けるべき」であるとしている。つまり、小学校項目の「現行の高等小学校は二年制中学校とす」という意味は、この2年制中学校において、「職業指導或は進学指導」を行うことである。小学校卒業後すぐに進路を決めるのではなく「職業人養成の基礎訓練」を受ける期間が必要であることを示している。

これは、教科研の発達論から由来した考え方である。城戸は「学齢期を更に一年早め、満五歳より小学校への入学を認む。但し小学校の教育内容は年齢の発達に応じて第一期を五歳より八歳までの初歩教育とし、第二期を八歳より十一歳までの基礎教育とし、第三期を十一歳より十四歳までの就職並び進学のための指導教育とし、十四歳より以後を国民的職能を完成せしめるための生活教育の時期」²⁶であると、学齢期とそれぞれの時期に行うべき教育を説明している。「教育改革案」において延長される2年間の義務教育は、この「指導教育」の機能

を果すものとなる。こうした考え方によって、中学校の年限が「二年乃至六年」となったのである。教科研が主張する延長されるべき2年間の教育は従来の青年学校の構想とも異なれば、いわゆる「生活化」や「実際化」とも異なるものであった。

さらに、「教育改革案」の特徴をよく表す項目は、義務教育の項目中「義務教育の徹底を図るために速かに児童法に関する社会法規を統制し又は新たに制定すること」と「就学義務の免除及び猶予に関する規程を廃止すること」である。義務教育が延長されればそれだけ児童や家庭に負担をかけることとなるが、このような問題に対して城戸は「社会法規による救済」が必要であると説明している。例えば、児童を虐待する成人を問題とする児童虐待防止法と不良行為をなした少年を問題とする少年救護法は14歳未満と設定されているが、貧困問題とかかわる母子保護法や救護法はその対象が13歳未満となっているところに救護年齢と教育年齢の矛盾があるとした。基本的に学齢を義務教育年限と一致させる際には、これらの社会法規も14歳まで引き上げる必要があるという理論である。

また、学齢を設定している学校令が「これらの児童法と何ら関係もなく、少年に対する特別の教育的保護を考へていない」²⁷ことにも問題があると指摘し、学齢と児童法の一致を図ることは刑法や民法などとも密接な関連のある問題であって、社会法規との関係から考察する必要があるとして「未成年者年齢限定の問題」²⁸という座談会を開催した。文部省や内務省の関係者が多く出席したこの場で城戸は「私達の問題にしているのは、単に小学校教育の問題でなく、社会政策の問題であります。この二つを結付けなければ義務教育年限延長の意義は生まれて来ない」とし、救護法や母子保護法の対象を14歳までにする必要があることを強調し、各省から集まった人々の意見を纏めるなど、義務教育の徹底のために社会法規の改正が重要であることを訴えた。

児童保護問題について留岡は児童保護の「文政型」という言葉で説明した。大正中葉から児童保護事業は内務省を中心とする感化事業から経済的保護事業へ変遷していくにつれ、従来の児童保護の対象が「特殊児童及異常児童」から「貧困と病弱の正常児童」に拡大されたため、文部省と内務省の相互交錯が必然的になるとした上で、文部省の児童保護策に対する積極的な態度が必要になるとした。しかし、現行の小学校令の義務教育の猶予及び免除に関する規定は「文政型の児童保護の埒外に出るもの」であり、「この規定ある限り、我国の特殊児童と労働少年の教育保護問題の解決は、前途遼遠である」と指摘した²⁹。「教育改革案」に「就学義務の免除及び猶予に関する規定を廃止」する項目が盛り込まれている背景には、こうした児童の教育的保護という意識があった。

こうした教科研の動きがどれほど影響を及ぼしたか検証することは難しいが、この問題提起は座談会に出席していた「内務省社会局の人々によって非常によろこばれ、殊に武島一義事務官の如きは、この問題を社会局長官にも申達し、且つ今回ジュネーブ国際労働会議の政府代表として派遣されることになったので、会議に於て、折をみて大いにこの問題を提唱したい」³⁰と伝えられたようである。城戸は同座談会の最後に「時々かういふ会を致しますから、どうぞご出席をお願い致します。このやうな会はジャーナリズムがやらぬと政府ではやってくれないでせうから」と発言し、民間教育研究会として「使命」を意識しながら政府の微温的な態度を批判した。

おわりに

「教育改革案」の特徴は青年学校と中学校の区別をなくし、全く新しい中学校構想を提示したことである。当時発表された多くの改革案に見られた教育の「生活化」や「実際化」の背景には労働力の確保や育成などという近代産業の展開過程における緊急の課題が潜んでいた。無論、実業学校への進学者を増やすことによって多くの大衆青年の必要に応える改革方針となったのは確かである。しかし、城戸は「教育の実際化といふことが、単に利潤を目的とする資本家の企業形態に適合する職業人の教育を意味するものとすれば、それは教育の資本化に外ならない」³¹とし、大衆青年のための教育が普及していく中で、その教育の目的が単なる技術習得や就職のための職業教育になってはいけなと注意を促した。

教科研は独自の改革案を発表することによって、団体としての教育改革の理念を示す傍ら、同志会のメンバーとしても「教育制度改革案」の作成に取り組み、大衆青年教育の改革実現のため積極的な対外活動を行った。しかし、これらの青年教育の構想は日中戦争の勃発によって青年学校の義務化が急がれ、教育審議会の審議が開始される前に現行の青年学校をほぼそのまま義務化することで閣議決定した。このような事態を受け、教科研は

「教育改革同志会といふのがあるが、そこでは目下青年学校義務制の充実と強化とをはかる具体案と実際運動とが準備されつゝある。それは偶然にも編集部との結論と一致する所が多いので、この際勤労青年大衆の教育の為に鞏固な連繫運動を展開したい³²と述べ、同志会内に青年学校研究会を設けて本格的に青年学校の改革案作成に取り組んだ。1938年以後の同志会において展開された議論を含め、戦時下における青年学校をめぐる構想の検討は今後の課題としたい。

【注】

- 1 「教育科学研究会の成立」『教育』第5巻第5号（1937年5月）pp.138-139。
- 2 「教育改革案」は教科研が発足する前に『教育』編集部名で発表したものであるが、当時の編集部と教科研創立の中心メンバーが共通していること、そして教科研が『教育』を土台に組織された団体であることなどを踏まえ、本稿では「教育改革案」を教科研の改革案として取り上げる。
- 3 拙著「教育科学研究会の教育制度改革運動－教育改革同志会及び国策研究会との関係」『PROCEEDINGS 20 Grant-In-Aid Research Awards』2012年、pp.173-181。
- 4 酒井三郎『昭和研究会－ある知識人集団の軌跡』参照。
- 5 城戸幡太郎「教育改革運動の根本義」『教育』第5巻第2号（1937年2月）pp.4-10。
- 6 中野実・前田一男・小熊伸一・菅原亮芳「教育改革同志会資料目録(稿)」『立教大学教育学科研究年報第26号』（1982年）pp.112-123。
- 7 佐藤広美「総力戦体制と教育科学－戦前教育科学研究会における「教育改革」論の研究」『第3章総合国策機関と学校制度改革論』pp.101-150。
- 8 民間教育史料研究会『教育科学の誕生』p.31。
- 9 その他に城戸の「初等後教育論」を考察するため「教育改革案」に注目した研究として大島宏の「城戸幡太郎と戦前における初等後教育改革－戦後教育改革の視点から」『立教大学教育学科研究年報第44号』（2001年）がある。
- 10 前掲「教育改革運動の根本義」
- 11 留岡清男「平生文部大臣に苦言を呈す」『教育』第4巻第8号（1936年8月）pp.100-107。
- 12 相澤熙「延長反対論を検討す」『帝国教育』第694号（1936年8月1日）p.13。
- 13 義務教育延長促進同盟「義務教育延長促進大会」『帝国教育』第694号（1936年8月1日）pp.70-71。
- 14 編集部「編集後記」『教育』第4巻第8号（1936年8月）巻末。
- 15 座談会「義務教育年限延長問題に就いて」『教育』第4巻第7号（1936年7月）pp.74-89。
- 16 留岡清男「文部省の思想対策を打診す」『教育』第1巻第6号（1933年9月）p.236。
- 17 城戸幡太郎「社会教育の系統化」『教育』第5巻第9号（1937年9月）p.6。
- 18 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』p.32。
- 19 前掲「教育改革運動の根本義」
- 20 本稿で引用する同志会の案はすべて『近代日本教育制度史料第十六巻』を参照した。
- 21 田澤義鋪「社会教育の立場から」『教育』第5巻第2号（1937年2月）pp.6-18。
- 22 城戸幡太郎「中学校の改革案について」『教育』第5巻第4号（1937年4月）pp.1-9。
- 23 下村寿一「教育改革案を評す」『教育』第5巻第2号（1937年2月）pp.13-16。
- 24 田澤義鋪「教育改革私議」『田澤義鋪選集』pp.508-514。底本は『大成』1930年6月。
- 25 前掲「中学校の改革案について」
- 26 国策研究会『文政革新に関する研究資料』（1937年12月）p.32。
- 27 前掲「教育改革運動の根本義」
- 28 座談会「未成年者年齢限定の問題」『教育』第5巻第3号（1937年3月）pp.35-50。
- 29 留岡清男「児童保護に於ける文政型と恤救型」『教育』第3巻第12号（1935年12月）pp.28-35。
- 30 編集部「編集後記」『教育』第5巻第4号（1937年4月）巻末。
- 31 前掲「教育改革運動の根本義」
- 32 「編集後記」『教育』第6巻第5号1938年5月巻末。